新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

(注) ト線を付した部分が改止部分である。	
改 正 後	改 正 前
用語の意義 (省 略) <u>e</u> - 文書整備法・・・ 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律をいう。 (省 略)	用語の意義 (同 左) e - 文書整備法・・・ 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律をいう。 (同 左)
目 次	目 次
第1章 通則 法第2条((定義))関係 (省 略) 第2章 適用要件 法第4条((国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等))関係 4-1 ~ 4-22 (省 略) (削 除) (削 除) (削 除) 4-23 (省 略) 4-24 (省 略) 4-25 (省 略) 4-26 (省 略) (削 除) (削 略) 4-28 (省 略) 4-29 (省 略) 4-30 (省 略) 4-31 (省 略)	第1章 通則 法第2条((定義))関係 (同 左) 第2章 適用要件 法第4条((国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等))関係 4-1 ~ 4-22 (同 左) 4-23 日本産業規格A列4番以下の大きさの書類の解像度の意義 4-24 対面で授受が行われない場合における国税関係書類の受領をする者の取扱い 4-25 (同 左) 4-26 (同 左) 4-27 (同 左) 4-28 (同 左) 4-29 入力を行う者等の意義 4-30 入力者等の情報の確認の意義 4-31 (同 左) 4-32 (同 左) 4-32 (同 左) 4-33 (同 左) 4-34 (同 左) 4-35 (同 左)

改 正 後	改 正 前
4-32 (省略)	4-36 (同 左)
4-33 (省略)	4-37 (同 左)
4-34 (省略)	4-38 (同 左)
4-35 (省略)	4-39 (同 左)
4-36 (省略)	4-40 (同 左)
法第7条((電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存))関係	<u>-</u> 法第7条((電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存))関係
7-1 (省 略)	7-1 (同 左)
<u>7-2</u> 整然とした形式及び明瞭な状態の意義【4-8の再掲】	_(新 設)_
7-3 取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものの意義	_(新 設)_
7 - <u>4</u> (省 略)	7-2 (同 左)
7 - <u>5</u> (省 略)	7- <u>3</u> (同 左)
7 - <u>6</u> (省 略)	7 - <u>4</u> (同 左)
7 — <u>7</u> (省 略)	7 — <u>5</u> (同 左)
7- <u>8</u> (省 略)	7 - <u>6</u> (同 左)
7-9 (省略)	7-7 (同 左)
7-10 (省略)	7-8 (同 左)
7- <u>11</u> 災害その他やむを得ない事情【4- <u>33</u> の再掲】	7-9 災害その他やむを得ない事情【 $4-37$ の再掲】
7- <u>12 猶予</u> 措置における「 <u>相当の理由</u> 」の意義	7- <u>10</u> <u>宥恕</u> 措置における「 <u>やむを得ない事情</u> 」の意義
7- <u>13 猶予</u> 措置適用時の取扱い	7- <u>11</u> <u>宥恕</u> 措置適用時の取扱い
7-14 猶予措置における電磁的記録及び出力書面の提示又は提出の要求に応じる場合の意義	<u>(新設)</u>
7- <u>15</u> (省 略)	7- <u>12</u> (同 左)
法第8条((他の国税に関する法律の規定の適用))関係 8-1 (省 略)	法第8条((他の国税に関する法律の規定の適用))関係 8-1 (同 左)
8-1 (省 略) 8-2 「その他必要な帳簿」の意義	
8-3 (省 略)	8-2 (同 左)
8- <u>4</u> (省略)	8-3 (同 左)
8- <u>5</u> (省略)	8- <u>4</u> (同 左)
8- <u>6</u> (省略)	8- <u>5</u> (同 左)
8- <u>7</u> (省略)	8-6 (同 左)
8- <u>8</u> (省略)	8-7 (同 左)
8 - <u>9</u> (省 略)	8 - <u>8</u> (同 左)
8 - <u>10</u> (省 略)	8-9 (同 左)

改 正 後	
8-11 (省 略) 8-12 (省 略) 8-13 (省 略) 8-14 (省 略) 8-15 (省 略) 8-16 (省 略) 8-17 (省 略) 8-18 (省 略) 8-19 (省 略) 8-20 (省 略) 8-21 システム変更を行った場合の取扱い【4-36の再掲】 8-22 (省 略)	$8-\underline{10}$ (同 左) $8-\underline{11}$ (同 左) $8-\underline{12}$ (同 左) $8-\underline{13}$ (同 左) $8-\underline{14}$ (同 左) $8-\underline{15}$ (同 左) $8-\underline{16}$ (同 左) $8-\underline{16}$ (同 左) $8-\underline{17}$ (同 左) $8-\underline{19}$ (同 左) $8-\underline{19}$ (同 左) $8-\underline{19}$ (同 左) $8-\underline{20}$ システム変更を行った場合の取扱い【 $4-\underline{40}$ の再掲】 $8-\underline{21}$ (同 左)
8-23 (省 略) 第1章 通則 法第2条((定義))関係 (省 略)	8- <u>22</u> (同 左) 第1章 通則 法第2条((定義))関係 (同 左)
第2章 適用要件	第2章 適用要件
法第4条((国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等))関係	法第4条((国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等))関係
法第4条((国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等))関係 4-1 ~ 4-3 (省 略)	法第4条((国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等))関係 4-1 ~ 4-3 (同 左)

貫して電子計算機を使用して作成する場合」とは、帳簿を備え付

けて記録を蓄積していく段階の始めから終わりまで電子計算機

の使用を貫いて作成する場合をいうことに留意する。

貫して電子計算機を使用して作成する場合」とは、帳簿を備え付

けて記録を蓄積していく段階の始めから終わりまで電子計算機

の使用を貫いて作成する場合をいうことに留意する。

なお、帳簿を備え付けて記録を蓄積していく段階の始めとは、 帳簿の備付け等開始の日を指すが、課税期間 (国税通則法第2条 第9号((定義))に規定する課税期間をいう。以下4-4、4-10、7-3、8-1、8-7 及び8-15 において同じ。)の定め のある国税に係る帳簿については、原則として課税期間の初日 となることに留意する。

(保存義務者が開発したプログラムの意義)

4-5 規則第2条第2項第1号((システム関係書類等の備付け))(同条第3項及び<u>第6項第6号</u>において準用する場合を含む。)に規定する「保存義務者が開発したプログラム」とは、保存義務者が主体となってその責任において開発したプログラムをいい、システム開発業者に委託して開発したものも、これに含まれることに留意する。

(備付けを要するシステム関係書類等の範囲)

4-6 規則第2条第2項第1号イから二まで((システム関係書類等の備付け))(同条第3項及び<u>第6項第6号</u>において準用する場合を含む。)に掲げる書類は、それぞれ次に掲げる書類をいう。

なお、当該書類を書面以外の方法により備え付けている場合であっても、その内容を同条第2項第2号((電子計算機等の備付け等))(同条第3項において準用する場合を含む。以下4-7及び4-8において同じ。)に規定する電磁的記録の備付け及び保存をする場所並びに同条第6項第4号((スキャナ保存における電子計算機等の備付け等))に規定する電磁的記録の保存をする場所(以下4-7において「保存場所」という。)で、画面及び書面に、速やかに出力することができることとしているときは、これを認める。

(1)~(4) (省略)

(電磁的記録の保存場所に備え付ける電子計算機及びプログラムの意義)

改 正 前

なお、帳簿を備え付けて記録を蓄積していく段階の始めとは、帳簿の備付け等開始の日を指すが、課税期間 (国税通則法第2条第9号((定義))に規定する課税期間をいう。以下4-4、4-10、8-1、8-6 及び8-14 において同じ。)の定めのある国税に係る帳簿については、原則として課税期間の初日となることに留意する。

(保存義務者が開発したプログラムの意義)

4-5 規則第2条第2項第1号((システム関係書類等の備付け))(同条第3項及び<u>第6項第7号</u>において準用する場合を含む。)に規定する「保存義務者が開発したプログラム」とは、保存義務者が主体となってその責任において開発したプログラムをいい、システム開発業者に委託して開発したものも、これに含まれることに留意する。

(備付けを要するシステム関係書類等の範囲)

4-6 規則第2条第2項第1号イから二まで((システム関係書類等の備付け))(同条第3項及び<u>第6項第7号</u>において準用する場合を含む。)に掲げる書類は、それぞれ次に掲げる書類をいう。

なお、当該書類を書面以外の方法により備え付けている場合であっても、その内容を同条第2項第2号((電子計算機等の備付け等))(同条第3項において準用する場合を含む。以下4-7及び4-8において同じ。)に規定する電磁的記録の備付け及び保存をする場所並びに同条第6項第5号((スキャナ保存における電子計算機等の備付け等))に規定する電磁的記録の保存をする場所(以下4-7において「保存場所」という。)で、画面及び書面に、速やかに出力することができることとしているときは、これを認める。

(1)~(4) (同 左)

(電磁的記録の保存場所に備え付ける電子計算機及びプログラムの意義)

- 4-7 規則第2条第2項第2号及び<u>第6項第4号</u>((電子計算機等の備付け等))に規定する「当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム」とは、必ずしも国税関係帳簿書類の作成に使用する電子計算機及びプログラムに限られないのであるから留意する。
 - (注) 規則第2条第2項第2号及び<u>第6項第4号</u>の規定の適用に当たり、保存場所に電磁的記録が保存等をされていない場合であっても、例えば、保存場所に備え付けられている電子計算機と国税関係帳簿書類の作成に使用する電子計算機とが通信回線で接続されているなどにより、保存場所において電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、それぞれの要件に従った状態で、速やかに出力することができるときは、当該電磁的記録は保存場所に保存等がされているものとして取り扱う。

(整然とした形式及び明瞭な状態の意義)

4-8 規則第2条第2項第2号((電子計算機等の備付け等))、 第3条第1項第2号((マイクロフィルムリーダプリンタの備付け等)) 並びに第4条第1項((電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存))及び第3項((電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に関する猶予措置等)) に規定する「整然とした形式及び明瞭な状態」とは、書面により作成される場合の帳簿書類に準じた規則性を有する形式で出力され、かつ、出力される文字を容易に識別することができる状態をいう。

(検索機能の意義)

4-9 規則第2条第3項において準用する同条第2項並びに<u>同条第6項第5号((検索機能の確保))及び第5条第5項第1号ハ((優良な電子帳簿に関する検索機能の確保))に規定する「電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能」とは、蓄積された記録事項から設定した条件に該当する記録事項を探し出すことができ、かつ、検索により探し出された記録事項のみが、デ</u>

改 正 前

- 4-7 規則第2条第2項第2号及び<u>第6項第5号</u>((電子計算機等の備付け等))に規定する「当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム」とは、必ずしも国税関係帳簿書類の作成に使用する電子計算機及びプログラムに限られないのであるから留意する。
 - (注) 規則第2条第2項第2号及び<u>第6項第5号</u>の規定の適用に当たり、保存場所に電磁的記録が保存等をされていない場合であっても、例えば、保存場所に備え付けられている電子計算機と国税関係帳簿書類の作成に使用する電子計算機とが通信回線で接続されているなどにより、保存場所において電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、それぞれの要件に従った状態で、速やかに出力することができるときは、当該電磁的記録は保存場所に保存等がされているものとして取り扱う。

(整然とした形式及び明瞭な状態の意義)

4-8 規則第2条第2項第2号((電子計算機等の備付け等))<u>及</u> <u>び</u>第3条第1項第2号((マイクロフィルムリーダプリンタの備付け等))に規定する「整然とした形式及び明瞭な状態」とは、書面により作成される場合の帳簿書類に準じた規則性を有する形式で出力され、かつ、出力される文字を容易に識別することができる状態をいう。

(検索機能の意義)

4-9 規則第2条第3項において準用する同条第2項並びに同 条第6項第6号((検索機能の確保))及び第5条第5項第1号ハ ((優良な電子帳簿に関する検索機能の確保))に規定する「電磁 的記録の記録事項の検索をすることができる機能」とは、蓄積さ れた記録事項から設定した条件に該当する記録事項を探し出す ことができ、かつ、検索により探し出された記録事項のみが、デ ィスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態 で出力される機能をいう。この場合、検索項目について記録事項 がない電磁的記録を検索できる機能を含むことに留意する。

なお、蓄積された記録事項から設定した条件に該当する記録事項を探し出すことができるとは、原則として、保存する電磁的記録から一課税期間を通じて必要な条件設定を行って検索ができることをいうが、一課税期間を通じて検索することが困難であることにつき合理的な理由があると認められる場合で、保存媒体ごとや一課税期間内の合理的な期間等に区分して必要な条件設定を行って検索することができることとしているときには、これを認める。

(範囲を指定して条件を設定することの意義)

4-10 <u>規則第2条第6項第5号ロ</u>((検索機能の確保))及び第5条第5項第1号ハ(2)((優良な電子帳簿に関する検索機能の確保))に規定する「その範囲を指定して条件を設定することができる」とは、課税期間ごとに、日付又は金額の任意の範囲を指定して条件設定を行い検索ができることをいうことに留意する。

(二以上の任意の記録項目の組合せの意義)

4-11 規則第2条第6項第5号ハ((検索機能の確保))及び第5条第5項第1号ハ(3)((優良な電子帳簿に関する検索機能の確保))に規定する「二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること」とは、個々の国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の記録事項を検索するに当たり、当該国税関係帳簿書類に係る検索の条件として設定した記録項目(取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先)(同号ハについては、取引年月日、取引金額及び取引先)から少なくとも二の記録項目を任意に選択して、これを検索の条件とする場合に、いずれの二の記録項目の組合せによっても条件を設定することができることをいうことに留意する。

ィスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態 で出力される機能をいう。この場合、検索項目について記録事項 がない電磁的記録を検索できる機能を含むことに留意する。

(範囲を指定して条件を設定することの意義)

4-10 <u>規則第2条第6項第6号口</u>((検索機能の確保))及び第5条第5項第1号ハ(2)((優良な電子帳簿に関する検索機能の確保))に規定する「その範囲を指定して条件を設定することができる」とは、課税期間ごとに、日付又は金額の任意の範囲を指定して条件設定を行い検索ができることをいうことに留意する。

(二以上の任意の記録項目の組合せの意義)

4-11 規則第2条第6項第6号ハ((検索機能の確保))及び第5条第5項第1号ハ(3)((優良な電子帳簿に関する検索機能の確保))に規定する「二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること」とは、個々の国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の記録事項を検索するに当たり、当該国税関係帳簿書類に係る検索の条件として設定した記録項目(取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先)(同号ハについては、取引年月日、取引金額及び取引先)から少なくとも二の記録項目を任意に選択して、これを検索の条件とする場合に、いずれの二の記録項目の組合せによっても条件を設定することができることをいうことに留意する。

(検索できることの意義)

- 4-12 <u>規則第2条第6項第5号</u>((検索機能の確保))に規定する 「検索をすることができる機能を確保しておくこと」とは、シス テム上検索機能を有している場合のほか、次に掲げる方法によ り検索できる状態であるときは、当該要件を満たしているもの として取り扱う。
- (1) · (2) (省略)

(国税に関する法律の規定による提示又は提出の要求)

4-13 規則第2条第2項第3号及び第6項、第4条第1項<u>及び</u> 第3項並びに第5条第5項第1号及び第2号ホに規定する「国 税に関する法律の規定による……提示又は提出の要求」につい ては、国税通則法第74条の2から第74条の6までの規定によ る質問検査権の行使に基づく提示又は提出の要求のほか、以下 のものが対象となる。

(1)~(6) (省略)

- (7) 納税の猶予の申請に係る事項に関する調査に係る質問検査 権の行使に基づくもの(国税通則法 46 の 2 ①)
- (8) 滞納処分に関する調査に係る質問検査権の行使に基づくも の(国税徴収法 141)

(電磁的記録の提示又は提出の要求に応じる場合の意義)

4-14 規則第2条第2項第3号及び第6項、第4条第1項並びに第5条第5項の「国税に関する法律の規定による……電磁的記録の提示又は提出の要求に応じること」とは、法の定めるところにより備付け及び保存が行われている国税関係帳簿又は保存が行われている国税関係書類若しくは電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、税務職員から提示又は提出の要求(以下4-14において「ダウンロードの求め」という。)があった場合に、そのダウンロードの求めに応じられる状態で電磁的記録の保存等を行い、かつ、実際にそのダウンロードの求めがあった場合には、その求めに応じることをいうのであり、「その要求に応

改 正 前

(検索できることの意義)

- 4-12 <u>規則第2条第6項第6号</u>((検索機能の確保))に規定する 「検索をすることができる機能を確保しておくこと」とは、シス テム上検索機能を有している場合のほか、次に掲げる方法によ り検索できる状態であるときは、当該要件を満たしているもの として取り扱う。
- (1) (2) (同 左)

(国税に関する法律の規定による提示又は提出の要求)

4-13 規則第2条第2項第3号及び第6項、第4条第1項並びに第5条第5項第1号及び第2号ホに規定する「国税に関する法律の規定による……提示又は提出の要求」については、国税通則法第74条の2から第74条の6までの規定による質問検査権の行使に基づく提示又は提出の要求のほか、以下のものが対象となる。

(1)~(6) (同 左)

(電磁的記録の提示又は提出の要求に応じる場合の意義)

4-14 規則第2条第2項第3号及び第6項、第4条第1項並びに第5条第5項の「国税に関する法律の規定による……電磁的記録の提示又は提出の要求に応じること」とは、法の定めるところにより備付け及び保存が行われている国税関係帳簿又は保存が行われている国税関係書類若しくは電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、税務職員から提示又は提出の要求(以下4-14において「ダウンロードの求め」という。)があった場合に、そのダウンロードの求めに応じられる状態で電磁的記録の保存等を行い、かつ、実際にそのダウンロードの求めがあった場合には、その求めに応じることをいうのであり、「その要求に応

じること」とは、当該職員の求めの全てに応じた場合をいうのであって、その求めに一部でも応じない場合はこれらの規定の適用(電子帳簿等保存制度の適用・検索機能の確保の要件の緩和)は受けられないことに留意する。

したがって、その求めに一部でも応じず、かつ、<u>規則第2条第6項第5号</u>に掲げる要件(検索機能の確保に関する要件の全て)又は第5条第5項に定める要件(優良な電子帳簿に関する要件。なお、国税関係書類については、これに相当する要件)が備わっていなかった場合には、規則第2条第2項、第3項若しくは第6項、第3条又は第4条第1項の規定の適用に当たって、要件に従って保存等が行われていないこととなるから、その保存等がされている電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムは国税関係帳簿又は国税関係書類とはみなされないこととなる(電子取引の取引情報に係る電磁的記録については国税関係書類以外の書類とみなされないこととなる)ことに留意する。

また、当該ダウンロードの求めの対象については、法の定めるところにより備付け及び保存が行われている国税関係帳簿又は保存が行われている国税関係書類若しくは電子取引の取引情報に係る電磁的記録が対象となり、ダウンロードの求めに応じて行われる当該電磁的記録の提出については、税務職員の求めた状態で提出される必要があることに留意する。

(入力すべき記載事項の特例)

4-15 法第4条第3項((国税関係書類の電磁的記録による保存))の適用に当たっては、国税関係書類の表裏にかかわらず、印刷、印字又は手書きの別、文字・数字・記号・符号等の別を問わず、何らかの記載があるときは入力することとなるが、書面に記載されている事項が、取引によって内容が変更されることがない定型的な事項であり、かつ、当該記載されている事項が規則第2条第6項第4号((スキャナ保存における電子計算機等の備付け等))に規定する電磁的記録の保存をする場所において、同一の様式の書面が保存されていることにより確認できる場合に

じること」とは、当該職員の求めの全てに応じた場合をいうのであって、その求めに一部でも応じない場合はこれらの規定の適用(電子帳簿等保存制度の適用・検索機能の確保の要件の緩和)は受けられないことに留意する。

したがって、その求めに一部でも応じず、かつ、<u>規則第2条第6項第6号</u>に掲げる要件(検索機能の確保に関する要件の全て)又は第5条第5項に定める要件(優良な電子帳簿に関する要件。なお、国税関係書類については、これに相当する要件)が備わっていなかった場合には、規則第2条第2項、第3項、若しくは第6項、第3条又は第4条第1項の規定の適用に当たって、要件に従って保存等が行われていないこととなるから、その保存等がされている電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムは国税関係帳簿又は国税関係書類とはみなされないこととなる(電子取引の取引情報に係る電磁的記録については国税関係書類以外の書類とみなされないこととなる)ことに留意する。

また、当該ダウンロードの求めの対象については、法の定めるところにより備付け及び保存が行われている国税関係帳簿又は保存が行われている国税関係書類若しくは電子取引の取引情報に係る電磁的記録が対象となり、ダウンロードの求めに応じて行われる当該電磁的記録の提出については、税務職員の求めた状態で提出される必要があることに留意する。

(入力すべき記載事項の特例)

4-15 法第4条第3項((国税関係書類の電磁的記録による保存))の適用に当たっては、国税関係書類の表裏にかかわらず、印刷、印字又は手書きの別、文字・数字・記号・符号等の別を問わず、何らかの記載があるときは入力することとなるが、書面に記載されている事項が、取引によって内容が変更されることがない定型的な事項であり、かつ、当該記載されている事項が規則第2条第6項第5号((スキャナ保存における電子計算機等の備付け等))に規定する電磁的記録の保存をする場所において、同一の様式の書面が保存されていることにより確認できる場合に

は、当該記載されている事項以外の記載事項がない面については入力しないこととしても差し支えないこととする。

 $4-16 \sim 4-22$ (省略)

(削 除)

(削 除)

(スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の適用)

4-23 規則第2条第6項第2号ハ(1)((スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保))に規定する「国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合」とは、既に保存されている電磁的記録を訂正又は削除した場合をいうのであるから、例えば、受領した国税関係書類の書面に記載された事項の訂正のため、相手方から新たに国税関係書類を受領しスキャナで読み取った場合などは、新たな電磁的記録として保存しなければならないことに留意する。

改 正 前

は、当該記載されている事項以外の記載事項がない面については入力しないこととしても差し支えないこととする。

 $4-16 \sim 4-22$ (同 左)

(日本産業規格A列4番以下の大きさの書類の解像度の意義)

4-23 規則第2条第6項第2号ハ括弧書に規定する「当該国税 関係書類の作成又は受領をする者が当該国税関係書類をスキャナで読み取る場合において、当該国税関係書類の大きさが日本 産業規格A列4番以下であるとき」における、同号ハ(1)に規定する「解像度に関する情報」の保存については、当該国税関係書類 の電磁的記録に係る画素数を保存すれば足りることに留意する。

(対面で授受が行われない場合における国税関係書類の受領をする者の取扱い) 4-24 規則第2条第6項第2号ハ((大きさに関する情報等の入力))の規定の適用に当たり、郵送等により送付された国税関係書類のうち、郵便受箱等に投函されることにより受領が行われるなど、対面で授受が行われない場合における国税関係書類の取扱いについては、読み取りを行う者のいずれを問わず、当該国税関係書類の受領をする者が当該国税関係書類をスキャナで読み取る場合に該当するものとして差し支えないものとする。

(スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の適用)

4-25 規則第2条第6項第2号二(1)((スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保))に規定する「国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合」とは、既に保存されている電磁的記録を訂正又は削除した場合をいうのであるから、例えば、受領した国税関係書類の書面に記載された事項の訂正のため、相手方から新たに国税関係書類を受領しスキャナで読み取った場合などは、新たな電磁的記録として保存しなければならないことに留意する。

(スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の特例)

4-24 規則第2条第6項第2号ハ(1)((スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保))に規定する「国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合」とは、スキャナで読み取った国税関係書類の書面の情報の訂正又は削除を行った場合をいうのであるが、書面の情報(書面の訂正の痕や修正液の痕等を含む。)を損なうことのない画像の情報の訂正は含まれないことに留意する。

(スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の方法)

4-25 規則第2条第6項第2号ハ(1)((スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保))に規定する「これらの事実及び内容を確認することができる」とは、電磁的記録を訂正した場合は、例えば、上書き保存されず、訂正した後の電磁的記録が新たに保存されること、又は電磁的記録を削除しようとした場合は、例えば、当該電磁的記録は削除されずに削除したという情報が新たに保存されることをいう。

したがって、スキャナで読み取った最初のデータと保存されている最新のデータが異なっている場合は、その訂正又は削除の履歴及び内容の全てを確認することができる必要があることに留意する。

なお、削除の内容の全てを確認することができるとは、例えば、削除したという情報が記録された電磁的記録を抽出し、内容を確認することができることをいう。

(国税関係書類に係る記録事項の入力を速やかに行ったこと等を確認することができる場合 (タイムスタンプを付す代わりに改ざん不可等のシステムを使用して保存する場合))

4-26 規則第2条第6項第2号ロ((タイムスタンプの付与))に 掲げる要件に代えることができる同号柱書に規定する「当該保 存義務者が同号(規則第2条第6項第1号)イ又はロに掲げる方 法により当該国税関係書類に係る記録事項を入力したことを確 (スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の特例)

4-26 規則第2条第6項第2号二(1)((スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保))に規定する「国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合」とは、スキャナで読み取った国税関係書類の書面の情報の訂正又は削除を行った場合をいうのであるが、書面の情報(書面の訂正の痕や修正液の痕等を含む。)を損なうことのない画像の情報の訂正は含まれないことに留意する。

(スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の方法)

4-27 規則第2条第6項第2号二(1)((スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保))に規定する「これらの事実及び内容を確認することができる」とは、電磁的記録を訂正した場合は、例えば、上書き保存されず、訂正した後の電磁的記録が新たに保存されること、又は電磁的記録を削除しようとした場合は、例えば、当該電磁的記録は削除されずに削除したという情報が新たに保存されることをいう。

したがって、スキャナで読み取った最初のデータと保存されている最新のデータが異なっている場合は、その訂正又は削除の履歴及び内容の全てを確認することができる必要があることに留意する。

なお、削除の内容の全てを確認することができるとは、例えば、削除したという情報が記録された電磁的記録を抽出し、内容 を確認することができることをいう。

(国税関係書類に係る記録事項の入力を速やかに行ったこと等を確認することができる場合 (タイムスタンプを付す代わりに改ざん不可等のシステムを使用して保存する場合))

4-28 規則第2条第6項第2号ロ((タイムスタンプの付与)) に 掲げる要件に代えることができる同号柱書に規定する「当該保 存義務者が同号(規則第2条第6項第1号) イ又は口に掲げる方 法により当該国税関係書類に係る記録事項を入力したことを確

認することができる場合」については、例えば、他者が提供するクラウドサーバ(同項第2号ハに掲げる電子計算機処理システムの要件を満たすものに限る。)により保存を行い、当該クラウドサーバがNTP(Network Time Protocol)サーバと同期するなどにより、その国税関係書類に係る記録事項の入力がその作成又は受領後、速やかに行われたこと(その国税関係書類の作成又は受領から当該入力までの各事務の処理に関する規程を定めている場合にあってはその国税関係書類に係る記録事項の入力がその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに行われたこと)の確認ができるようにその保存日時の証明が客観的に担保されている場合が該当する。

(削 除)

(削 除)

改 正 前

認することができる場合」については、例えば、他者が提供するクラウドサーバ(同項第2号二に掲げる電子計算機処理システムの要件を満たすものに限る。)により保存を行い、当該クラウドサーバがNTP(Network Time Protocol)サーバと同期するなどにより、その国税関係書類に係る記録事項の入力がその作成又は受領後、速やかに行われたこと(その国税関係書類の作成又は受領から当該入力までの各事務の処理に関する規程を定めている場合にあってはその国税関係書類に係る記録事項の入力がその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに行われたこと)の確認ができるようにその保存日時の証明が客観的に担保されている場合が該当する。

(入力を行う者等の意義)

4-29 規則第2条第6項第3号((入力者等情報の確認))に規定する「入力を行う者」とは、スキャナで読み取った画像が当該国税関係書類と同等であることを確認する入力作業をした者をいい、また、「その者を直接監督する者」とは、当該入力作業を直接に監督する責任のある者をいうのであるから、例えば、企業内での最終決裁権者ではあるが、当該入力作業を直接に監督する責任のない管理職の者(経理部長等)はこれに当たらないことに留意する。

また、当該入力作業を外部の者に委託した場合には、委託先に おける入力を行う者又はその者を直接監督する者の情報を確認 することができる必要があることに留意する。

なお、規則第4条第1項第2号((タイムスタンプ及び入力者等の確認))に規定する「保存を行う者」又は「その者を直接監督する者」の適用についても、同様に取り扱う。

(入力者等の情報の確認の意義)

4-30 規則第2条第6項第3号((入力者等の情報の確認)) に規定する「入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと」とは、これらの

(帳簿書類間の関連性の確保の方法)

4-27 規則第2条第6項第3号((帳簿書類間の関連性の確保)) に規定する「関連性を確認することができる」とは、例えば、相互に関連する重要書類及び帳簿の双方に伝票番号、取引案件番号、工事番号等を付し、その番号を指定することで、重要書類又は国税関係帳簿の記録事項がいずれも確認できるようにする方法等によって、原則として全ての重要書類に係る電磁的記録の記録事項と国税関係帳簿の記録事項との関連性を確認することができることをいう。

この場合、関連性を確保するための番号等が帳簿に記載されていない場合であっても、他の書類を確認すること等によって帳簿に記載すべき当該番号等が確認でき、かつ、関連する<u>重要書類</u>が確認できる場合には帳簿との関連性が確認できるものとして取り扱う。

(注) 帳簿との関連性がない<u>重要書類</u>についても、帳簿と関連性 を持たない<u>重要書類</u>であるということを確認することがで きる必要があることに留意する。

(関連する国税関係帳簿)

4-28 規則第2条第6項第3号((帳簿書類間の関連性の確保)) に規定する「関連する法第2条第2号に規定する国税関係帳簿」 には、例えば、次に掲げる<u>重要書類</u>の種類に応じ、それぞれ次に 定める国税関係帳簿がこれに該当する。

(1)~(6) (省略)

(4ポイントの文字が認識できることの意義)

4-29 規則第2条第6項第4号二((スキャナ保存における電子

者を特定できるような事業者名、役職名、所属部署名及び氏名な どの身分を明らかにするものの電子的記録又は書面により、確 認することができるようにしておくことに留意する。

(帳簿書類間の関連性の確保の方法)

4-31 規則第2条第6項第4号((帳簿書類間の関連性の確保)) に規定する「関連性を確認することができる」とは、例えば、相互に関連する書類及び帳簿の双方に伝票番号、取引案件番号、工事番号等を付し、その番号を指定することで、書類又は国税関係帳簿の記録事項がいずれも確認できるようにする方法等によって、原則として全ての国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項と国税関係帳簿の記録事項との関連性を確認することができることをいう。

この場合、関連性を確保するための番号等が帳簿に記載されていない場合であっても、他の書類を確認すること等によって帳簿に記載すべき当該番号等が確認でき、かつ、関連する<u>書類</u>が確認できる場合には帳簿との関連性が確認できるものとして取り扱う。

(注) <u>結果的に取引に至らなかった見積書など、</u>帳簿との関連性がない<u>書類</u>についても、帳簿と関連性を持たない<u>書類</u>であるということを確認することができる必要があることに留意する。

(関連する国税関係帳簿)

4-32 規則第2条第6項第4号((帳簿書類間の関連性の確保)) に規定する「関連する法第2条第2号に規定する国税関係帳簿」 には、例えば、次に掲げる<u>国税関係書類</u>の種類に応じ、それぞれ 次に定める国税関係帳簿がこれに該当する。

(1)~(6) (同 左)

(4ポイントの文字が認識できることの意義)

4-33 規則第2条第6項第5号二((スキャナ保存における電子

計算機等の備付け等))の規定は、全ての国税関係書類に係る電磁的記録に適用されるのであるから、日本産業規格X6933 又は国際標準化機構の規格 12653-3 に準拠したテストチャートを同項第2号の電子計算機処理システムで入力し、同項第5号に規定するカラーディスプレイの画面及びカラープリンタで出力した書面でこれらのテストチャートの画像を確認し、4ポイントの文字が認識できる場合の当該電子計算機処理システム等を構成する各種機器等の設定等で全ての国税関係書類を入力し保存を行うことをいうことに留意する。

なお、これらのテストチャートの文字が認識できるか否かの 判断に当たっては、拡大した画面又は書面で行っても差し支え ない。

(スキャナ保存の検索機能における記録項目)

4-30 規則第2条第6項第5号((検索機能の確保))に規定する「取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先」には、例えば、次に掲げる国税関係書類の区分に応じ、それぞれ次に定める記録項目がこれに該当する。

(1)~(5) (省略)

(注) 一連番号等を国税関係帳簿書類に記載又は記録することにより規則第2条第6項第3号((帳簿書類間の関連性の確保))の要件を確保することとしている場合には、当該一連番号等により国税関係帳簿(法第4条第1項((国税関係帳簿の電磁的記録による保存等))又は第5条第1項((国税関係帳簿の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等))を適用しているものに限る。)の記録事項及び国税関係書類(法第4条第3項を適用しているものに限る。)を検索することができる機能が必要となることに留意する。

(電磁的記録の作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類の取扱い) 4-31 (省 略)

改 正 前

計算機等の備付け等))の規定は、全ての国税関係書類に係る電磁的記録に適用されるのであるから、日本産業規格X6933 又は国際標準化機構の規格 12653-3 に準拠したテストチャートを同項第2号の電子計算機処理システムで入力し、同項第5号に規定するカラーディスプレイの画面及びカラープリンタで出力した書面でこれらのテストチャートの画像を確認し、4ポイントの文字が認識できる場合の当該電子計算機処理システム等を構成する各種機器等の設定等で全ての国税関係書類を入力し保存を行うことをいうことに留意する。

なお、これらのテストチャートの文字が認識できるか否かの 判断に当たっては、拡大した画面又は書面で行っても差し支え ない。

(スキャナ保存の検索機能における記録項目)

4-34 規則第2条第6項第6号((検索機能の確保))に規定する「取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先」には、例えば、次に掲げる国税関係書類の区分に応じ、それぞれ次に定める記録項目がこれに該当する。

(1)~(5) (同 左)

(注) 一連番号等を国税関係帳簿書類に記載又は記録することにより規則第2条第6項第4号((帳簿書類間の関連性の確保))の要件を確保することとしている場合には、当該一連番号等により国税関係帳簿(法第4条第1項((国税関係帳簿の電磁的記録による保存等))又は第5条第1項((国税関係帳簿の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等))を適用しているものに限る。)の記録事項及び国税関係書類(法第4条第3項を適用しているものに限る。)を検索することができる機能が必要となることに留意する。

(電磁的記録の作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類の取扱い) 4-35 (同 左)

(一般書類及び過去分重要書類の保存における取扱い)

4-32 規則第2条第7項 ((一般書類の保存)) 及び第9項 ((過去分重要書類の保存)) のスキャナ保存について、「国税関係書類に係る記録事項を入力したことを確認することができる場合」には、同条第6項第2号ロ((タイムスタンプの付与)) の要件に代えることができることに留意する。

なお、この「国税関係書類に係る記録事項を入力したことを確認することができる場合」とは、4-26の方法により確認できる場合はこれに該当する。

また、通常のスキャナ保存の場合と異なり、その国税関係書類に係る記録事項の入力が「同号(規則第2条第6項第1号)イ又は口に掲げる方法」によりされていることの確認は不要であり、入力した時点にかかわらず、入力した事実を確認できれば足りることに留意する。

(災害その他やむを得ない事情)

4-33 (省略)

(便官提出ができる相当の理由の例示)

4-34 (省略)

(途中で電磁的記録等による保存等をやめた場合の電磁的記録等の取扱い) 4-35 (省 略)

(システム変更を行った場合の取扱い)

4-36 保存義務者がシステムを変更した場合には、変更前のシステムにより作成された国税関係帳簿又は国税関係書類に係る電磁的記録(電子計算機出力マイクロフィルムにより保存している場合における規則第5条第5項第2号ホ((電磁的記録の並行保存等))の規定により保存すべき電磁的記録を含む。以下4-36において「変更前のシステムに係る電磁的記録」という。)については、原則としてシステム変更後においても、規則第2条

改 正 前

(一般書類及び過去分重要書類の保存における取扱い)

4-36 規則第2条第7項 ((一般書類の保存)) 及び第9項 ((過去分重要書類の保存)) のスキャナ保存について、「国税関係書類に係る記録事項を入力したことを確認することができる場合」には、同条第6項第2号ロ ((タイムスタンプの付与)) の要件に代えることができることに留意する。

なお、この「国税関係書類に係る記録事項を入力したことを確認することができる場合」とは、4-28の方法により確認できる場合はこれに該当する。

また、通常のスキャナ保存の場合と異なり、その国税関係書類に係る記録事項の入力が「同号(規則第2条第6項第1号)イ又は口に掲げる方法」によりされていることの確認は不要であり、入力した時点にかかわらず、入力した事実を確認できれば足りることに留意する。

(災害その他やむを得ない事情)

4-37 (同 左)

(便官提出ができる相当の理由の例示)

4-38 (同 左)

(途中で電磁的記録等による保存等をやめた場合の電磁的記録等の取扱い) 4-39 (同 左)

(システム変更を行った場合の取扱い)

4-40 保存義務者がシステムを変更した場合には、変更前のシステムにより作成された国税関係帳簿又は国税関係書類に係る電磁的記録(電子計算機出力マイクロフィルムにより保存している場合における規則第5条第5項第2号ホ((電磁的記録の並行保存等))の規定により保存すべき電磁的記録を含む。以下4-40において「変更前のシステムに係る電磁的記録」という。)については、原則としてシステム変更後においても、規則第2条

((国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等))、第3条((国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等))又は第5条第5項((優良な電子帳簿に関する保存要件))に規定する要件に従って保存等をしなければならないことに留意する。

この場合において、当該要件に従って変更前のシステムに係る 電磁的記録の保存等をすることが困難であると認められる事情 がある場合で、変更前のシステムに係る電磁的記録の保存等をす べき期間分の電磁的記録(法第4条第1項又は第2項((国税関係 帳簿書類の電磁的記録による保存等))に規定する財務省令で定 めるところにより保存等が行われていた国税関係帳簿又は国税 関係書類に係る電磁的記録に限る。)を書面に出力し、保存等を しているときには、これを認める。

また、上記の場合において、法第4条第3項前段に規定する財務省令で定めるところにより保存が行われている国税関係書類に係る電磁的記録については、変更前のシステムに係る電磁的記録の基となった書類を保存しているときは、これを認めるが、当該書類の保存がない場合は、同項後段の規定によりそのシステム変更日において適法に保存している電磁的記録の保存を行うことに留意する(4-35参照)。

(注) 法第8条第4項((過少申告加算税の軽減措置))の規定の 適用を受けようとする保存義務者の特例国税関係帳簿の保 存等に係るシステム変更については、書面に出力し保存する 取扱いによることはできないのであるから留意する。

法第7条((電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存))関係

7-1(省略)

(整然とした形式及び明瞭な状態の意義)【4-8の再掲】

<u>7-2</u> 規則第2条第2項第2号((電子計算機等の備付け等))、 第3条第1項第2号((マイクロフィルムリーダプリンタの備付 改 正 前

((国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等))、第3条((国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等))又は第5条第5項((優良な電子帳簿に関する保存要件))に規定する要件に従って保存等をしなければならないことに留意する。

この場合において、当該要件に従って変更前のシステムに係る 電磁的記録の保存等をすることが困難であると認められる事情 がある場合で、変更前のシステムに係る電磁的記録の保存等をす べき期間分の電磁的記録(法第4条第1項又は第2項((国税関係 帳簿書類の電磁的記録による保存等))に規定する財務省令で定 めるところにより保存等が行われていた国税関係帳簿又は国税 関係書類に係る電磁的記録に限る。)を書面に出力し、保存等を しているときには、これを認める。

また、上記の場合において、法第4条第3項前段に規定する財務省令で定めるところにより保存が行われている国税関係書類に係る電磁的記録については、変更前のシステムに係る電磁的記録の基となった書類を保存しているときは、これを認めるが、当該書類の保存がない場合は、同項後段の規定によりそのシステム変更日において適法に保存している電磁的記録の保存を行うことに留意する(4-39参照)。

(注) 法第8条第4項((過少申告加算税の軽減措置))の規定の 適用を受けようとする保存義務者の特例国税関係帳簿の保 存等に係るシステム変更については、書面に出力し保存する 取扱いによることはできないのであるから留意する。

法第7条((電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存))関係

7-1 (同 左)

(新 設)

改 正 前

け等))並びに第4条第1項((電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存))及び第3項((電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に関する猶予措置等))に規定する「整然とした形式及び明瞭な状態」とは、書面により作成される場合の帳簿書類に準じた規則性を有する形式で出力され、かつ、出力される文字を容易に識別することができる状態をいう。

(取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものの意義)

- 7-3 規則第4条第1項に規定する「取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたもの」とは、次に掲げるいずれかの方法により、電子取引の取引情報に係る電磁的記録を出力することにより作成した書面(整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る。以下「出力書面」という。)が課税期間ごとに日付及び取引先について規則性を持って整理されているものをいう。
 - (1) 課税期間ごとに、取引年月日その他の日付の順にまとめた上で、取引先ごとに整理する方法
- (2) 課税期間ごとに、取引先ごとにまとめた上で、取引年月日その他の日付の順に整理する方法
- (3) 書類の種類ごとに、(1)又は(2)と同様の方法により整理する方法

なお、上記のように整理された出力書面を基に、保存する電磁的記録の中から必要な電磁的記録を探し出せるようにしておく必要があり、かつ、探し出した電磁的記録をディスプレイの画面に速やかに出力できるようにしておく必要があることに留意する。

(速やかに行うことの意義)【4-17の再掲】

7-4 (省略)

(業務の処理に係る通常の期間の意義)【4-18の再掲】

7-5 (省略)

(新 設)

(速やかに行うことの意義) [4-17 の再掲] 7-2 (同 左)

(業務の処理に係る通常の期間の意義)【4-18の再掲】 7-3 (同 左)

改 正 前

(規則第4条第1項第3号に規定するシステムの例示) 7-6 (省 略)

(訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程) 7-7 (省 略)

(国税に関する法律の規定による提示又は提出の要求) 【4-13の再掲】 7-8 規則第2条第2項第3号及び第6項、第4条第1項及び第3項並びに第5条第5項第1号及び第2号ホに規定する「国税に関する法律の規定による……提示又は提出の要求」については、国税通則法第74条の2から第74条の6までの規定による質問検査権の行使に基づく提示又は提出の要求のほか、以下のものが対象となる。

(1)~(6) (省略)

- (7) 納税の猶予の申請に係る事項に関する調査に係る質問検査 権の行使に基づくもの(国税通則法 46 の 2 ①)
- (8) 滞納処分に関する調査に係る質問検査権の行使に基づくも の(国税徴収法 141)

(電磁的記録の提示又は提出の要求に応じる場合の意義) 【4-14の再掲】 7-9 規則第2条第2項第3号及び第6項、第4条第1項並びに第5条第5項の「国税に関する法律の規定による……電磁的記録の提示又は提出の要求に応じること」とは、法の定めるところにより備付け及び保存が行われている国税関係帳簿又は保存が行われている国税関係書類若しくは電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、税務職員から提示又は提出の要求(以下7-9において「ダウンロードの求め」という。)があった場合に、そのダウンロードの求めに応じられる状態で電磁的記録の保存等を行い、かつ、実際にそのダウンロードの求めがあった場合には、その求めに応じることをいうのであり、「その要求に応

(規則第4条第1項第3号に規定するシステムの例示) 7-4 (同 左)

(訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程) 7-5 (同 左)

(国税に関する法律の規定による提示又は提出の要求) 【4-13の再掲】 7-6 規則第2条第2項第3号及び第6項、第4条第1項並びに第5条第5項第1号及び第2号ホに規定する「国税に関する法律の規定による……提示又は提出の要求」については、国税通則法第74条の2から第74条の6までの規定による質問検査権の行使に基づく提示又は提出の要求のほか、以下のものが対象となる。

(1)~(6) (同 左)

(電磁的記録の提示又は提出の要求に応じる場合の意義) 【4-14の再掲】 7-7 規則第2条第2項第3号及び第6項、第4条第1項並びに第5条第5項の「国税に関する法律の規定による……電磁的記録の提示又は提出の要求に応じること」とは、法の定めるところにより備付け及び保存が行われている国税関係帳簿又は保存が行われている国税関係書類若しくは電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、税務職員から提示又は提出の要求(以下7-7において「ダウンロードの求め」という。)があった場合に、そのダウンロードの求めに応じられる状態で電磁的記録の保存等を行い、かつ、実際にそのダウンロードの求めがあった場合には、その求めに応じることをいうのであり、「その要求に応

じること」とは、当該職員の求めの全てに応じた場合をいうのであって、その求めに一部でも応じない場合はこれらの規定の適用(電子帳簿等保存制度の適用・検索機能の確保の要件の緩和)は受けられないことに留意する。

したがって、その求めに一部でも応じず、かつ、<u>規則第2条第6項第5号</u>に掲げる要件(検索機能の確保に関する要件の全て)又は第5条第5項に定める要件(優良な電子帳簿に関する要件。なお、国税関係書類については、これに相当する要件)が備わっていなかった場合には、規則第2条第2項、第3項若しくは第6項、第3条又は第4条第1項の規定の適用に当たって、要件に従って保存等が行われていないこととなるから、その保存等がされている電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムは国税関係帳簿又は国税関係書類とはみなされないこととなる(電子取引の取引情報に係る電磁的記録については国税関係書類以外の書類とみなされないこととなる)ことに留意する。

また、当該ダウンロードの求めの対象については、法の定めるところにより備付け及び保存が行われている国税関係帳簿又は保存が行われている国税関係書類若しくは電子取引の取引情報に係る電磁的記録が対象となり、ダウンロードの求めに応じて行われる当該電磁的記録の提出については、税務職員の求めた状態で提出される必要があることに留意する。

(ファクシミリの取扱いについて)

7-10 (省略)

(災害その他やむを得ない事情) [4-33]の再掲

7-11 (省略)

(猶予措置における「相当の理由」の意義)

7-12 規則第4条第3項 ((電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に関する猶予措置等)) に規定する「相当の理由」とは、事業者の実情に応じて判断するものであるが、例えば、システム

改 正 前

じること」とは、当該職員の求めの全てに応じた場合をいうのであって、その求めに一部でも応じない場合はこれらの規定の適用(電子帳簿等保存制度の適用・検索機能の確保の要件の緩和)は受けられないことに留意する。

したがって、その求めに一部でも応じず、かつ、<u>規則第2条第6項第6号</u>に掲げる要件(検索機能の確保に関する要件の全て)又は第5条第5項に定める要件(優良な電子帳簿に関する要件。なお、国税関係書類については、これに相当する要件)が備わっていなかった場合には、規則第2条第2項、第3項、若しくは第6項、第3条又は第4条第1項の規定の適用に当たって、要件に従って保存等が行われていないこととなるから、その保存等がされている電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムは国税関係帳簿又は国税関係書類とはみなされないこととなる(電子取引の取引情報に係る電磁的記録については国税関係書類以外の書類とみなされないこととなる)ことに留意する。

また、当該ダウンロードの求めの対象については、法の定めるところにより備付け及び保存が行われている国税関係帳簿又は保存が行われている国税関係書類若しくは電子取引の取引情報に係る電磁的記録が対象となり、ダウンロードの求めに応じて行われる当該電磁的記録の提出については、税務職員の求めた状態で提出される必要があることに留意する。

(ファクシミリの取扱いについて)

7-8 (同 左)

(災害その他やむを得ない事情)【4-37の再掲】

7-9 (同 左)

(宥恕措置における「やむを得ない事情」の意義)

7-10 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存 方法等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令 和3年財務省令第25号)附則第2条第3項((経過措置))の規

等や社内でのワークフローの整備<u>が間に合わない場合等がこれ</u> <u>に該当する</u>。

(猶予措置適用時の取扱い)

7-13 規則第4条第3項 ((電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に関する猶予措置等)) の規定の適用に当たっては、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存を要件に従って行うことができなかったことについて相当の理由があると認められ、かつ、その出力書面の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合であっても、その出力書面の保存のみをもってその電磁的記録の保存を行っているものとは取り扱われないことに留意する。

(猶予措置における電磁的記録及び出力書面の提示又は提出の要求に応じる場合の意義) 7-14 規則第4条第3項((電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に関する猶予措置等))の規定の適用に当たっては、電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、税務職員から当該電磁的記録及び出力書面の提示又は提出の要求(以下7-14において「ダウンロード等の求め」という。)があった場合に、そのダウンロード等の求めに応じられる状態で電磁的記録の保存等を行い、かつ、実際にそのダウンロード等の求めがあった場合には、その求めに応じることをいい、「その要求に応じること」とは、当該職員の求めの全てに応じた場合をいうのであって、そ

改 正 前

定により読み替えて適用される規則第4条第3項 ((電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に関する宥恕措置)) に規定する「やむを得ない事情」とは、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に係るシステム等や社内でのワークフローの整備未済等、保存要件に従って電磁的記録の保存を行うための準備を整えることが困難であることをいう。

(宥恕措置適用時の取扱い)

7-11 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和3年財務省令第25号)附則第2条第3項((経過措置))の規定により読み替えて適用される規則第4条第3項 ((電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に関する宥恕措置))の規定の適用に当たって、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存を要件に従って行うことができなかったことについてやむを得ない事情があると認められ、かつ、その電磁的記録を出力することにより作成した書面(整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る。)の提示又は提出の要求に応じることができる場合には、その出力書面等の保存をもってその電磁的記録の保存を行っているものとして取り扱って差し支えない。

(新 設)

<u>の</u>求めに一部でも応じない場合は猶予措置の適用は受けられないことに留意する。

なお、その求めに一部でも応じない場合には、猶予措置の適用 を受けるための要件を満たしたことにならないことから、その保 存等がされている電磁的記録は国税関係書類以外の書類とみな されないこととなる。

また、当該ダウンロード等の求めの対象については、電子取引の取引情報に係る電磁的記録及び出力書面が対象となり、ダウンロード等の求めに応じて行われる当該電磁的記録及び出力書面の提出については、税務職員の求めた状態で提出される必要があることに留意する。

(所得税法第232条第2項に規定する書類の保存義務者が電子取引を行った場合に保存すべき電子取引の取引情報に係る電磁的記録の範囲について)7-15 (省 略)

法第8条((他の国税に関する法律の規定の適用))関係

8-1(省略)

(「その他必要な帳簿」の意義)

- 8-2 規則第5条第1項に規定する「その他必要な帳簿」には、 次に掲げる記載事項の区分に応じ、例えば、それぞれ次に定める 帳簿がこれに該当する。
 - (1) <u>手形(融通手形を除く。)上の債権債務に関する事項</u> 受取 手形記入帳、支払手形記入帳
 - (2) 売掛金(未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含む。) に関する事項 売掛帳
 - (3) その他債権に関する事項(当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除く。) 貸付帳、未決済項目に係る帳簿
 - (4) 買掛金(未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含む。) に関する事項 買掛帳

(所得税法第232条第2項に規定する書類の保存義務者が電子取引を行った 場合に保存すべき電子取引の取引情報に係る電磁的記録の範囲について) 7-12 (同 左)

法第8条((他の国税に関する法律の規定の適用))関係

氹

正

8-1 (同 左)

(新 設)

- (5) その他債務に関する事項 借入帳、未決済項目に係る帳簿
- (6) 有価証券(商品であるものを除く。) に関する事項 有価証券受払い簿(法人税のみ)
- (7) 減価償却資産に関する事項 固定資産台帳
- (8) 繰延資産に関する事項 繰延資産台帳
- (9) 売上げ(加工その他の役務の給付その他売上げと同様の性質を有するもの等を含む。) その他収入に関する事項 売上帳
- (10) 仕入れその他経費又は費用(法人税においては、賃金、給料 手当、法定福利費及び厚生費を除く。)に関する事項 仕入帳、 経費帳、賃金台帳(所得税のみ)
- (注) 具体例のうち、有価証券受払い簿については法人税の保存 義務者が作成する場合、賃金台帳については所得税の保存義 務者が作成する場合に限って、それぞれ「その他必要な帳簿」 に該当する。

(軽減対象となる過少申告の範囲)

8-3 法第8条第4項((過少申告加算税の軽減措置))の規定の対象となるのは、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額のうち、「電磁的記録等に記録された事項に係る事実に係る税額」であるが、当該税額とは、法人税、地方法人税及び消費税(地方消費税を含む。)であれば当該基礎となるべき税額の全てをいい、所得税(復興特別所得税を含む。)であれば、当該基礎となるべき税額のうち、国税関係帳簿の備付け義務があり、かつ、当該帳簿に基づき計算される所得に係る税額が対象となる。したがって、所得税(復興特別所得税を含む。)については、帳簿に基づき計算されない所得のほか、所得税の所得控除(保険料控除、扶養控除等)の適用誤り(帳簿に基づき計算される所得の申告漏れに伴う所得控除等の異動を除く。)についても法第8条第4項の規定の対象外となることに留意する。

(「隠蔽し、又は仮装」の意義)

8-4 (省略)

(軽減対象となる過少申告の範囲)

氹

正

8-2 法第8条第4項((過少申告加算税の軽減措置))の規定の対象となるのは、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額のうち、「電磁的記録等に記録された事項に係る事実に係る税額」であるが、当該税額とは、法人税、地方法人税及び消費税(地方消費税を含む。)であれば当該基礎となるべき税額の全てをいい、所得税(復興特別所得税を含む。)であれば、当該基礎となるべき税額のうち、国税関係帳簿の備付け義務があり、かつ、当該帳簿に基づき計算される所得に係る税額が対象となる。したがって、所得税(復興特別所得税を含む。)については、帳簿に基づき計算されない所得のほか、所得税の所得控除(保険料控除、扶養控除等)の適用誤りについても法第8条第4項の規定の対象外となることに留意する。

(「隠蔽し、又は仮装」の意義)

8-3 (同 左)

(「あらかじめ」の意義)

8-5 規則第5条第1項に規定する特例国税関係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに記録された事項に関し修正申告等があった場合に法第8条第4項((過少申告加算税の軽減措置))の規定の適用を受ける旨等を記載した届出書(以下8-5において「適用届出書」という。)が、同項の規定の適用を受けようとする国税の法定申告期限までに規則第5条第1項に規定する所轄税務署長等に提出されている場合には、その適用届出書は、あらかじめ、所轄税務署長等に提出されているものとして取り扱うこととする。

(合併又は営業譲渡があった場合の法第8条第4項の規定の適用の取扱い)

8-6 合併又は営業譲渡があった場合において、被合併法人又は営業譲渡を行った者(以下8-6において「被合併法人等」という。)が提出していた法第8条第4項の規定の適用を受ける旨等を記載した届出書は、合併法人又は営業譲渡を受けた者(以下8-6において「合併法人等」という。)の特例国税関係帳簿には及ばないことから、合併法人等は、被合併法人等が当該届出書を提出していたことをもって、その特例国税関係帳簿について同項の規定の適用を受けられることにはならないことに留意する。

(国税関係帳簿の備付けを開始する日の意義)

8-7 (省略)

(特例国税関係帳簿に係る電磁的記録の訂正又は削除の意義)

8-8 (省略)

(特例国税関係帳簿に係る電磁的記録の訂正削除の履歴の確保の方法)

8-9 (省略)

(「あらかじめ」の意義)

8-4 規則第5条第1項に規定する特例国税関係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに記録された事項に関し修正申告等があった場合に法第8条第4項((過少申告加算税の軽減措置))の規定の適用を受ける旨等を記載した届出書(以下8-4において「適用届出書」という。)が、同項の規定の適用を受けようとする国税の法定申告期限までに規則第5条第1項に規定する所轄税務署長等に提出されている場合には、その適用届出書は、あらかじめ、所轄税務署長等に提出されているものとして取り扱うこととする。

(合併又は営業譲渡があった場合の法第8条第4項の規定の適用の取扱い)

 $8-\underline{5}$ 合併又は営業譲渡があった場合において、被合併法人又は営業譲渡を行った者(以下 $8-\underline{5}$ において「被合併法人等」という。)が提出していた法第 8 条第 4 項の規定の適用を受ける旨等を記載した届出書は、合併法人又は営業譲渡を受けた者(以下 $8-\underline{5}$ において「合併法人等」という。)の特例国税関係帳簿には及ばないことから、合併法人等は、被合併法人等が当該届出書を提出していたことをもって、その特例国税関係帳簿について同項の規定の適用を受けられることにはならないことに留意する。

(国税関係帳簿の備付けを開始する日の意義)

8-6 (同 左)

(特例国税関係帳簿に係る電磁的記録の訂正又は削除の意義)

8-7 (同 左)

(特例国税関係帳簿に係る電磁的記録の訂正削除の履歴の確保の方法)

8-8 (同 左)

(特例国税関係帳簿に係る電磁的記録の訂正削除の履歴の確保の特例) 8-10 (省 略)

(追加入力の履歴の確保の方法)

8-11 規則第5条第5項第1号イ(2)((追加入力の履歴の確保)) の規定の適用に当たり、例えば、特例国税関係帳簿に係る電磁的 記録の記録事項の入力時に、個々の記録事項に入力日又は一連 番号等が自動的に付され、それを訂正し又は削除することがで きないシステムを使用する場合には、当該規定の要件を満たす こととなることに留意する。

(帳簿間の関連性の確保の方法)

8-12 (省略)

(検索機能の意義) 【4-9の再掲】

8-13 規則第2条第3項において準用する同条第2項並びに同条第6項第5号((検索機能の確保))及び第5条第5項第1号ハ((優良な電子帳簿に関する検索機能の確保))に規定する「電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能」とは、蓄積された記録事項から設定した条件に該当する記録事項を探し出すことができ、かつ、検索により探し出された記録事項のみが、ディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力される機能をいう。この場合、検索項目について記録事項がない電磁的記録を検索できる機能を含むことに留意する。

なお、蓄積された記録事項から設定した条件に該当する記録事項を探し出すことができるとは、原則として、保存する電磁的記録から一課税期間を通じて必要な条件設定を行って検索ができることをいうが、一課税期間を通じて検索することが困難であることにつき合理的な理由があると認められる場合で、保存媒体ごとや一課税期間内の合理的な期間等に区分して必要な条件設定を行って検索することができることとしているときには、これを認める。

改正前

(特例国税関係帳簿に係る電磁的記録の訂正削除の履歴の確保の特例) 8-9 (同 左)

(追加入力の履歴の確保の方法)

8-10 規則第5条第5項第1号イ(2)((追加入力の履歴の確保)) の規定の適用に当たり、例えば、<u>国税関係帳簿</u>に係る電磁的記録の記録事項の入力時に、個々の記録事項に入力日又は一連番号等が自動的に付され、それを訂正し又は削除することができないシステムを使用する場合には、当該規定の要件を満たすこととなることに留意する。

(帳簿間の関連性の確保の方法)

8-11 (同 左)

(検索機能の意義) 【4-9の再掲】

8-12 規則第2条第3項において準用する同条第2項並びに同条第6項第6号((検索機能の確保))及び第5条第5項第1号ハ((優良な電子帳簿に関する検索機能の確保))に規定する「電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能」とは、蓄積された記録事項から設定した条件に該当する記録事項を探し出すことができ、かつ、検索により探し出された記録事項のみが、ディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力される機能をいう。この場合、検索項目について記録事項がない電磁的記録を検索できる機能を含むことに留意する。

(特例国税関係帳簿に係る電磁的記録の検索機能における記録項目)

- 8-14 規則第5条第5項第1号ハ(1)((検索機能の確保))に規定する「取引年月日、取引金額及び取引先」とは、例えば、次に掲げる特例国税関係帳簿の区分に応じ、それぞれ次に定める記録項目がこれに該当する。
- (1) (2) (省略)
- (3) 売上帳及び仕入帳などの補助記入帳 取引年月日、取引金額 及び取引先名称
- (4) (省略)
- (5) 固定資産台帳、<u>有価証券受払い簿(法人税のみ)</u>及び<u>賃金台帳(所得税のみ)</u>など資産名や社員名で区分して記録している帳簿 資産名又は社員名
- (注) 一連番号等により規則第5条第5項第1号口((帳簿間の 関連性の確保))の要件を確保することとしている場合には、 当該一連番号等により特例国税関係帳簿の記録事項を検索 することができるときについても要件を充足するものとし て取り扱うことに留意する。

(範囲を指定して条件を設定することの意義) 【4-10の再掲】

8-15 規則第2条第6項第5号ロ((検索機能の確保))及び第5条第5項第1号ハ(2)((優良な電子帳簿に関する検索機能の確保))に規定する「その範囲を指定して条件を設定することができる」とは、課税期間ごとに、日付又は金額の任意の範囲を指定して条件設定を行い検索ができることをいうことに留意する。

(二以上の任意の記録項目の組合せの意義)【4-11の再掲】

8-16 規則第2条第6項第5号ハ((検索機能の確保))及び第5条第5項第1号ハ(3)に規定する「二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること」とは、個々の国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の記録事項を検索するに当たり、当該国税関係帳簿書類に係る検索の条件として設定した記

(特例国税関係帳簿に係る電磁的記録の検索機能における記録項目)

- 8-13 規則第5条第5項第1号ハ(1)((検索機能の確保))に規定する「取引年月日、取引金額及び取引先」とは、例えば、次に掲げる特例国税関係帳簿の区分に応じ、それぞれ次に定める記録項目がこれに該当する。
- (1)・(2) (同 左)
- (3) <u>現金出納帳、</u>売上帳及び仕入帳などの補助記入帳 取引年月 日、取引金額及び取引先名称
- (4) (同 左)
- (5) 固定資産台帳、有価証券台帳及び給与台帳など資産名や社員 名で区分して記録している帳簿 資産名又は社員名
- (注) 一連番号等により規則第5条第5項第1号口((帳簿間の 関連性の確保))の要件を確保することとしている場合には、 当該一連番号等により特例国税関係帳簿の記録事項を検索 することができるときについても要件を充足するものとし て取り扱うことに留意する。

(範囲を指定して条件を設定することの意義) 【4-10の再掲】

8-14 規則第2条第6項第6号ロ((検索機能の確保))及び第5条第5項第1号ハ(2)((優良な電子帳簿に関する検索機能の確保))に規定する「その範囲を指定して条件を設定することができる」とは、課税期間ごとに、日付又は金額の任意の範囲を指定して条件設定を行い検索ができることをいうことに留意する。

(二以上の任意の記録項目の組合せの意義)【4-11の再掲】

8-15 規則第2条第6項第6号ハ((検索機能の確保))及び第5条第5項第1号ハ(3)に規定する「二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること」とは、個々の国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の記録事項を検索するに当たり、当該国税関係帳簿書類に係る検索の条件として設定した記

録項目(取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先)(同号 ハについては、取引年月日、取引金額及び取引先)から少なくとも二の記録項目を任意に選択して、これを検索の条件とする場合に、いずれの二の記録項目の組合せによっても条件を設定することができることをいうことに留意する。

(国税に関する法律の規定による提示又は提出の要求) 【4-13の再掲】 8-17 規則第2条第2項第3号及び第6項、第4条第1項<u>及び</u> 第3項並びに第5条第5項第1号及び第2号ホに規定する「国 税に関する法律の規定による……提示又は提出の要求」につい ては、国税通則法第74条の2から第74条の6までの規定によ る質問検査権の行使に基づく提示又は提出の要求のほか、以下 のものが対象となる。

(1)~(6) (省略)

- (7) 納税の猶予の申請に係る事項に関する調査に係る質問検査 権の行使に基づくもの(国税通則法46の2⑩)
- (8) 滞納処分に関する調査に係る質問検査権の行使に基づくも の(国税徴収法 141)

(電磁的記録の提示又は提出の要求に応じる場合の意義) 【4-14の再掲】 8-18 規則第2条第2項第3号及び第6項、第4条第1項並びに第5条第5項の「国税に関する法律の規定による……電磁的記録の提示又は提出の要求に応じること」とは、法の定めるところにより備付け及び保存が行われている国税関係帳簿又は保存が行われている国税関係書類若しくは電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、税務職員から提示又は提出の要求(以下8-18において「ダウンロードの求め」という。)があった場合に、そのダウンロードの求めに応じられる状態で電磁的記録の保存等を行い、かつ、実際にそのダウンロードの求めがあった場合には、その求めに応じることをいうのであり、「その要求に応じること」とは、当該職員の求めの全てに応じた場合をいうのであって、その求めに一部でも応じない場合はこれらの規

改 正 前

録項目(取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先)(同号 ハについては、取引年月日、取引金額及び取引先)から少なくとも二の記録項目を任意に選択して、これを検索の条件とする場合に、いずれの二の記録項目の組合せによっても条件を設定することができることをいうことに留意する。

(国税に関する法律の規定による提示又は提出の要求) 【4-13の再掲】 8-16 規則第2条第2項第3号及び第6項、第4条第1項並びに第5条第5項第1号及び第2号ホに規定する「国税に関する法律の規定による……提示又は提出の要求」については、国税通則法第74条の2から第74条の6までの規定による質問検査権の行使に基づく提示又は提出の要求のほか、以下のものが対象となる。

(1)~(6) (同 左)

(電磁的記録の提示又は提出の要求に応じる場合の意義) 【4-14の再掲】 8-17 規則第2条第2項第3号及び第6項、第4条第1項並びに第5条第5項の「国税に関する法律の規定による……電磁的記録の提示又は提出の要求に応じること」とは、法の定めるところにより備付け及び保存が行われている国税関係帳簿又は保存が行われている国税関係書類若しくは電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、税務職員から提示又は提出の要求(以下8-17において「ダウンロードの求め」という。)があった場合に、そのダウンロードの求めに応じられる状態で電磁的記録の保存等を行い、かつ、実際にそのダウンロードの求めがあった場合には、その求めに応じることをいうのであり、「その要求に応じること」とは、当該職員の求めの全てに応じた場合をいうのであって、その求めに一部でも応じない場合はこれらの規

定の適用 (電子帳簿等保存制度の適用・検索機能の確保の要件 の緩和) は受けられないことに留意する。

したがって、その求めに一部でも応じず、かつ、<u>規則第2条第6項第5号</u>に掲げる要件(検索機能の確保に関する要件の全て)又は第5条第5項に定める要件(優良な電子帳簿に関する要件。なお、国税関係書類については、これに相当する要件)が備わっていなかった場合には、規則第2条第2項、第3項若しくは第6項、第3条又は第4条第1項の規定の適用に当たって、要件に従って保存等が行われていないこととなるから、その保存等がされている電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムは国税関係帳簿又は国税関係書類とはみなされないこととなる(電子取引の取引情報に係る電磁的記録については国税関係書類以外の書類とみなされないこととなる)ことに留意する。

また、当該ダウンロードの求めの対象については、法の定めるところにより備付け及び保存が行われている国税関係帳簿又は保存が行われている国税関係書類若しくは電子取引の取引情報に係る電磁的記録が対象となり、ダウンロードの求めに応じて行われる当該電磁的記録の提出については、税務職員の求めた状態で提出される必要があることに留意する。

(索引簿の備付けの特例)

- 8-19 規則第5条第5項第2号ハ((索引簿の備付け))の規定の 適用に当たり、次に掲げる場合には、同号ハの要件を満たすもの として取り扱う。
- (1) 日本産業規格 Z 6007 に規定する計算機出力マイクロフィッシュ(以下 8-19 において「C O M フィッシュ」という。)を使用している場合において、C O M フィッシュのヘッダーに同号に規定する事項が明瞭に出力されており、かつ、C O M フィッシュがフィッシュアルバムに整然と収納されている場合
- (2) (省略)
- (注) 索引簿の備付方法については、4-6の本文なお書に掲げる方法と同様の方法によることを認める。

改 正 前

定の適用 (電子帳簿等保存制度の適用・検索機能の確保の要件 の緩和) は受けられないことに留意する。

したがって、その求めに一部でも応じず、かつ、<u>規則第2条第6項第6号</u>に掲げる要件(検索機能の確保に関する要件の全て)又は第5条第5項に定める要件(優良な電子帳簿に関する要件。なお、国税関係書類については、これに相当する要件)が備わっていなかった場合には、規則第2条第2項、第3項、若しくは第6項、第3条又は第4条第1項の規定の適用に当たって、要件に従って保存等が行われていないこととなるから、その保存等がされている電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムは国税関係帳簿又は国税関係書類とはみなされないこととなる(電子取引の取引情報に係る電磁的記録については国税関係書類以外の書類とみなされないこととなる)ことに留意する。

また、当該ダウンロードの求めの対象については、法の定めるところにより備付け及び保存が行われている国税関係帳簿又は保存が行われている国税関係書類若しくは電子取引の取引情報に係る電磁的記録が対象となり、ダウンロードの求めに応じて行われる当該電磁的記録の提出については、税務職員の求めた状態で提出される必要があることに留意する。

(索引簿の備付けの特例)

- 8-18 規則第5条第5項第2号ハ((索引簿の備付け))の規定の 適用に当たり、次に掲げる場合には、同号ハの要件を満たすもの として取り扱う。
 - (1) 日本産業規格 Z 6007 に規定する計算機出力マイクロフィッシュ(以下 8-18 において「C OMフィッシュ」という。)を使用している場合において、C OMフィッシュのヘッダーに同号に規定する事項が明瞭に出力されており、かつ、C OMフィッシュがフィッシュアルバムに整然と収納されている場合
 - (2) (同 左)
 - (注) 索引簿の備付方法については、4-6の本文なお書に掲げる方法と同様の方法によることを認める。

(電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項の検索をすることができる機能の意義) 8-20 (省 略)

(システム変更を行った場合の取扱い)【4-36の再掲】

8-21 保存義務者がシステムを変更した場合には、変更前のシステムにより作成された国税関係帳簿又は国税関係書類に係る電磁的記録(電子計算機出力マイクロフィルムにより保存している場合における規則第5条第5項第2号ホ((電磁的記録の並行保存等))の規定により保存すべき電磁的記録を含む。以下8-21において「変更前のシステムに係る電磁的記録」という。)については、原則としてシステム変更後においても、規則第2条((国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等))、第3条((国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等))又は第5条第5項((優良な電子帳簿に関する保存要件))に規定する要件に従って保存等をしなければならないことに留意する。

この場合において、当該要件に従って変更前のシステムに係る電磁的記録の保存等をすることが困難であると認められる事情がある場合で、変更前のシステムに係る電磁的記録の保存等をすべき期間分の電磁的記録(法第4条第1項又は第2項((国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等))に規定する財務省令で定めるところにより保存等が行われていた国税関係帳簿又は国税関係書類に係る電磁的記録に限る。)を書面に出力し、保存等をしているときには、これを認める。

また、上記の場合において、法第4条第3項前段に規定する財務省令で定めるところにより保存が行われている国税関係書類に係る電磁的記録については、変更前のシステムに係る電磁的記録の基となった書類を保存しているときは、これを認めるが、当該書類の保存がない場合は、同項後段の規定によりそのシステム変更日において適法に保存している電磁的記録の保存を行うことに留意する(4-35参照)。

(電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項の検索をすることができる機能の意義) 8-19 (同 左)

(システム変更を行った場合の取扱い)【4-40の再掲】

8-20 保存義務者がシステムを変更した場合には、変更前のシステムにより作成された国税関係帳簿又は国税関係書類に係る電磁的記録(電子計算機出力マイクロフィルムにより保存している場合における規則第5条第5項第2号ホ((電磁的記録の並行保存等))の規定により保存すべき電磁的記録を含む。以下8-20において「変更前のシステムに係る電磁的記録」という。)については、原則としてシステム変更後においても、規則第2条((国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等))、第3条((国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等))又は第5条第5項((優良な電子帳簿に関する保存要件))に規定する要件に従って保存等をしなければならないことに留意する。

この場合において、当該要件に従って変更前のシステムに係る電磁的記録の保存等をすることが困難であると認められる事情がある場合で、変更前のシステムに係る電磁的記録の保存等をすべき期間分の電磁的記録(法第4条第1項又は第2項((国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等))に規定する財務省令で定めるところにより保存等が行われていた国税関係帳簿又は国税関係書類に係る電磁的記録に限る。)を書面に出力し、保存等をしているときには、これを認める。

また、上記の場合において、法第4条第3項前段に規定する財務省令で定めるところにより保存が行われている国税関係書類に係る電磁的記録については、変更前のシステムに係る電磁的記録の基となった書類を保存しているときは、これを認めるが、当該書類の保存がない場合は、同項後段の規定によりそのシステム変更日において適法に保存している電磁的記録の保存を行うことに留意する(4-39参照)。

(注) 法第8条第4項((過少申告加算税の軽減措置))の規定の適 用を受けようとする保存義務者の特例国税関係帳簿の保存等 に係るシステム変更については、書面に出力し保存する取扱 いによることはできないのであるから留意する。

(重加算税の加重措置の対象範囲)

8-22 (省略)

(電磁的記録に係る重加算税の加重措置と国税通則法第68条第4項の重複適用)8-23 法第8条第5項((電磁的記録の記録事項に関連した仮装・隠蔽の場合の重加算税の加重措置))の規定の適用がある場合であっても、国税通則法第68条第4項((短期間に繰り返して無申告又は仮装・隠蔽が行われた場合の加算税の加重措置等))の規定に該当するときは、重加算税の加重措置について重複適用があることに留意する。

改 正 前

(注) 法第8条第4項((過少申告加算税の軽減措置))の規定の適 用を受けようとする保存義務者の特例国税関係帳簿の保存等 に係るシステム変更については、書面に出力し保存する取扱 いによることはできないのであるから留意する。

(重加算税の加重措置の対象範囲)

8-21 (同 左)

(電磁的記録に係る重加算税の加重措置と国税通則法第68条第4項の重複適用) 8-22 法第8条第5項((電磁的記録の記録事項に関連した仮装・隠蔽の場合の重加算税の加重措置))の規定の適用がある場合であっても、国税通則法第68条第4項((短期間に繰り返して無申告又は仮装・隠蔽が行われた場合の加算税の加重措置))の規定に該当するときは、重加算税の加重措置について重複適用があることに留意する。